目　次

教育目標 …… 2
校　　歌 …… 4
沿　　革 …… 5
時　　程 …… 8
教育課程表 …… 9
学校生活規則 …… 15
災害時の対応に関する規定 …… 19
学校図書館使用規定 …… 20
教育相談の利用について …… 21
学校感染症による欠席届…… 23
日本スポーツ振興センター…… 24
経営企画室から …… 26
生徒会規約 …… 28
生徒会組織図 …… 33
役員・議長団選挙細則 …… 34
選挙管理に関する細則 …… 35
部・同好会の承認・改廃に関する規定…… 35
生徒総会議事規則 …… 36
生徒会室および部室管理使用規定 …… 39
本年度の部・同好会 …… 40

教 育 目 標

１．スクール・ミッション

「校是『至誠』のもと、何事にも誠心誠意全力で打ち込む生徒を育成するため、主体性の向上、高い進路希望の実現」を教育目標とし、探究的活動、海外学校間交流等、特色ある教育活動を展開し、自己発見、自己実現、自分と世界を自分で創る力を育成します。

２．教育目標

(1)　校是「至誠」に鑑み、何事においても真心や誠実さを持って行動できる態度を育む。

(2)　基礎的・基本的な知識・技能のもとに、主体性をもって学習に取り組み、課題を解決する学力を育む。

(3)　他人に対して思いやりを持ち、熟慮して行動できる、品のある豊かな心を育む。

(4)　文武両道を旨とし、基本的な生活習慣を身に付け、心身共に健康な体を育む。

３　スクール・ポリシー

(1)　グラデュエーション・ポリシー

将来への目的意識をはっきり持ち、積極的に考え行動し自ら進路を切り開く力の育成

(2)　カリキュラム・ポリシー

基礎的・基本的な知識を幅広く身に付けさせ、将来の進路を決定する基盤を作り、国公立大学入試にも対応できるカリキュラム

(3)　アドミッション・ポリシー

幅広い分野に興味を持ち、主体的に学習、行事、部活動に積極的に取り組む生徒

４　学校生活を送るうえで生徒に必要なこと

○統一された生活指導方針に基づき校則を遵守する。特に、遅刻をしないよう心がける。

○学校行事などの特別活動を通して、協調や協働の中で、主体性をもって積極的に学校生活に取り組む。

○いじめや窃盗などをしない。そのため、集会やホームルームなどを通じ

て人権・規範意識を高める。
○学習活動と両立できるメリハリのある部活動ができるようにする。
○２０２０オリンピック・パラリンピックに関わる活動を通して、ボランティアマインドを醸成し、障害者理解、国際理解を深める。
○適切な学校保健安全計画の下、保健講話やセーフティ教室などを通じて健康保持の意識を高める。
○自らの心身の状況をきめ細かく把握するため、スクールカウンセラーや養護教諭、生活指導部担当教員など学校の教育相談体制を積極的に活用する。
○保健体育の授業に積極的に取り組み、日頃の生活習慣を見直すなどして体力向上を図る。

校　　歌

作詞　佐々木信綱
作曲　山田　耕筰

１．流れは清し千川　岸の桜　かがよふ
　　相むつぶ　心　うるはしく
　　至誠に生き　至誠を胸に　いざ我ら共に
　　豊島高校の光を添へむ

２．丘の辺みどり色こく　空は遠く　澄み澄む
　　相きそふ　若さ　すこやかに
　　正義に生き　正義を胸に　いざ我ら共に
　　豊島高校の誉を挙げむ

３．雲井に仰ぐ富士の嶺　理想高く　かかげつ
　　勤しみて　学び　たゆみなく
　　希望に生き　希望を胸に　いざ我ら共に
　　豊島高校の栄をまさむ

沿　革

昭和

11. 1.14	東京府立第十高等女学校設立認可
11. 1.25	野間忠雄初代校長就任
11. 4.15	赤坂区旧青山師範学校仮校舎にて最初の入学式挙行
16. 3.29	講堂完成を待ち第１回卒業式挙行(242 名)
16. 4.15	同窓会による研究科を開設
18. 4. 1	東京府立第十高等女学校第２部 (夜間部)開設
18. 7. 1	都制実施により校名を東京都立第十高等女学校と改称
19. 3. 1	東京都立第十高等女学校保育所開設研究科廃止
19. 4. 1	修業年限を４ヶ年に短縮
20. 3.31	保育所閉鎖
21. 4. 1	修業年限５ヶ年に復帰
23. 3.24	併設中学校第１回卒業式挙行(395 名)
23. 4. 1	学制改革に伴い修業年限３ヶ年 東京都立第十女子新制高等学校と改称
24. 3.25	高等学校第１回卒業式挙行(53 名)
24. 3.31	高等女学校、中学校廃止
24. 4. 1	男女共学を実施
24. 6.20	土屋順三第２代校長に就任
25. 1.26	東京都立豊島高等学校と改称
25. 4.15	東京都立豊島高等学校校章制定
25. 7.31	校地拡張
25.10.28	東京都立豊島高等学校校歌制定
30. 3.18	20 周年記念図書館竣工
30.10. 1	田中喜一郎第３代校長に就任
33. 3.16	第 10 回卒業式挙行(409 名)
33. 4. 1	吉松国雄第４代校長に就任
36. 9. 1	25 周年記念プール峻工
39. 4. 1	鈴木当之第５代校長に就任
40. 8.30	30 周年記念生徒ホール竣工
41. 4. 1	池田文雄第６代校長に就任
43. 3.10	第 20 回卒業式挙行(419 名)
45. 4. 1	田渕秀義第７代校長に就任

46. 3.31　新校舎第一期工事、新体育館峻工
47. 4.17　食堂ならびに給食室竣工
47. 6. 8　新校舎第二期工事峻工
48. 3.31　新校舎第三期工事峻工
49. 4. 1　河本尚第８代校長就任
51. 5.14　40周年記念行事「歩こう会」実施
53. 3.10　第30回卒業式挙行(358名)
53. 4. 1　尾上知明第９代校長に就任
56. 4. 1　伊藤政貞第10代校長に就任
57. 3.27　南校舎増築、体育館ステージ、正面玄関、化学薬品庫、生徒ホール改築工事完成
60. 4. 1　上里照邦第11代校長に就任
61.10.31　50周年記念庭園竣工
61.11. 8　50周年記念式挙行
63. 3.15　第40回卒業式挙行(383名)

平成

元 4. 1　小川一郎第12代校長に就任
2. 1.21　ピロティー部分内部改装完成
3. 3.31　格技棟竣工
校内公募により豊誠館と命名
4. 4. 1　松村登喜男第13代校長に就任
7. 4. 1　小田幸世第14代校長に就任
8.11.16　60周年記念式挙行
9. 4. 1　中間健太第15代校長に就任
10. 3.13　第50回卒業式挙行(282名)
13. 4. 1　中村洋一第16代校長に就任
17. 4. 1　渡邉健治第17代校長に就任
18.11.18　70周年記念式挙行
20. 3. 8　第60回卒業式挙行(235名)
20. 4. 1　島田悦郎第18代校長に就任
22. 4. 1　不殿譲第19代校長に就任
24. 4. 1　小宮山英明第20代校長に就任
27. 4. 1　林眞司第21代校長に就任
28.10.26　80周年記念式典挙行

30．3.10　　第70回卒業式挙行（275名）

30．4．1　　大山敏第22代校長に就任

令和

3.10.26　　新校舎・体育館・給食棟改築工事完成

5．4．1　　原田能成第23代校長に就任

6．3.29　　グラウンド・テニスコート完成

7．4．1　　堀口俊英第24代校長に就任

時 程

朝学習・SHR	8:20		
1 校 時	8:40	～	9:30
2 校 時	9:40	～	10:30
3 校 時	10:40	～	11:30
4 校 時	11:40	～	12:30
昼食休憩	12:30	～	13:10
予 鈴	13:10		
5 校 時	13:15	～	14:05
6 校 時	14:15	～	15:05
7 校 時	15:15	～	16:05
下 校	17:00		

教育課程表（令和５年度入学生）

各教科・科目	学年／類型／必履修・選択	標準単位数	１学年 必履修	１学年 学校必履修	２学年 必履修	２学年 学校必履修	３学年 必履修	３学年 学校必履修	３学年 自由選択	※科目ごとの履修単位総数
国語	現代の国語	2	2(8)							2
	言語文化	2	2(8)							2
	論理国語	4				2(8)		2(8)		4
	文学国語	4								0
	国語表現	4								0
	古典探究	4				3(12)				3
地理歴史	地理総合	2	2(8)							2
	地理探究	3							2(1)	0～2
	歴史総合	2	2(8)							2
	日本史探究	3				3(4)△				0～3
	世界史探究	3				3(2)△				0～3
公民	公共	2			2(8)					2
	倫理	2								0
	政治・経済	2							2(3)	0～2
数学	数学Ⅰ	3	3(12)							3
	数学Ⅱ	4				3(8)				3
	数学Ⅲ	3							4(2)	0～4
	数学A	2		2(8)						2
	数学B	2				2(12)				2
	数学C	2				1(8)				1
理科	科学と人間生活	2								0
	物理基礎	2	2(8)							2
	物理	4				3(3)△		2(2)		0～5
	化学基礎	2			2(8)					2
	化学	4							4(2)	0～4
	生物基礎	2	2(8)							2
	生物	4				3(3)△		2(2)		0～5
	地学基礎	2								0
	地学	4								0
保健体育	体育	7～8	2(8)		3(8)		2(16)			7
	保健	2	1(8)		1(8)					2
芸術	音楽Ⅰ	2	2(7)★							0～2
	音楽Ⅱ	2								0
	音楽Ⅲ	2								0
	美術Ⅰ	2	2(5)★							0～2
	美術Ⅱ	2								0
	美術Ⅲ	2								0
	工芸Ⅰ	2								0
	工芸Ⅱ	2								0
	工芸Ⅲ	2								0
	書道Ⅰ	2	2(4)★							0～2
	書道Ⅱ	2								0
	書道Ⅲ	2								0

各教科・科目	学年 / 類型 / 必履修・選択	標準単位数	1学年		2学年		3学年			※科目ごとの履修単位総数
			必履修	学校必履修	必履修	学校必履修	必履修	学校必履修	自由選択	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3(8)							3
	英語コミュニケーションⅡ	4				4(8)				4
	英語コミュニケーションⅢ	4						4(8)		4
	論理・表現Ⅰ	2		2(16)						2
	論理・表現Ⅱ	2				2(12)				2
	論理・表現Ⅲ	2						2(8)		2
家庭	家庭基礎	2			2(16)					2
	家庭総合	4								0
情報	情報Ⅰ	2	2(8)							2
	情報Ⅱ	2							2(1)	0～2
理数	理数探究基礎	1				1(8)				1
	理数探究	2～5								0
国語	現代文演習	2							2(3)	0～2
	古文演習	2							2(3)	0～2
	古典講読	4							4(3)	0～4
地理歴史	江戸から東京へ	1～2								0
	地理演習	2							2(1)	0～2
	日本史演習	2							2(2)	0～2
	日本史特講	4							4(2)	0～4
	世界史演習	2							2(1)	0～2
	世界史特講	4							4(2)	0～4
数学	数学ⅠA演習	2							2(1)	0～2
	数学ⅡBC演習	2							2(1)	0～2
	数学演習α	4							4(1)	0～4
	数学演習β	4							4(1)	0～4
	理系数学C	2							2(1)	0～2
理科	物理演習	2							2(1)	0～2
	化学基礎演習	2							2(1)	0～2
	化学演習	2							2(1)	0～2
	生物基礎演習	2							2(1)	0～2
	生物演習	2							2(1)	0～2
体育	スポーツ演習	2							2(1)	0～2
芸術	音楽表現	2							2(1)	0～2
英語	英語演習基礎	2							2(6)	0～2
	英語演習発展	2							2(2)	0～2
家庭	保育	2							2(1)	0～2
	食生活	2							2(1)	0～2
情報	情報Ⅰ演習	2							2(1)	0～2
人間と社会	人間と社会	1								
共通教科・科目単位数計			29		31		18～28			78～88
専門教科・科目単位数計			0		0		0			0
総合的な探究の時間		3～6	1				1			2
ホームルーム活動			1		1		1			3
生徒一人当たりの履修単位数計			31		32		20～30			83～93

習熟度別授業 少人数指導授業	(1)古典探究（２学年３単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (2)数学Ⅰ（１学年３単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (3)体育（３学年２単位）において、少人数指導授業を２クラス４展開で実施 (4)論理・表現Ⅰ（１学年２単位）において少人数制授業１クラス２展開で実施 (5)論理・表現Ⅱ（２学年２単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (6)家庭基礎（２学年２単位）において少人数制授業１クラス２展開で実施
備　考	(1)１学年芸術：★から１科目選択 (2)「人間と社会」は「総合的な探究の時間」（１学年、１単位分）によって実施する。 (3)「総合的な探究の時間」（２学年、１単位分）は「理数探究基礎」（２学年、１単位分）によって実施する。 (4)必履修選択科目△（日本史探究・世界史探究・物理・生物）から１科目選択する。 (5)論理国語は、２学年（２単位）及び３学年（２単位）の４単位をもって科目履修となる。 (6)２年次に物理・生物を選択した生徒は、３年次に同一科目を分割履修することとする。物理及び生物は、2学年（3単位

教育課程表（令和６年度入学生）

各教科・科目	学年・類型・必履修・選択	標準単位数	１学年 必履修	１学年 学校必履修	２学年 必履修	２学年 学校必履修	３学年 必履修	３学年 学校必履修	３学年 自由選択	※科目ごとの履修単位総数
国語	現代の国語	2	2(8)							2
	言語文化	2	2(8)							2
	論理国語	4				2(8)		2(8)		4
	文学国語	4								0
	国語表現	4								0
	古典探究	4				3(12)				3
地理歴史	地理総合	2	2(8)							2
	地理探究	3							2(1)	0～2
	歴史総合	2	2(8)							2
	日本史探究	3				3(3)△				0～3
	世界史探究	3				3(3)△				0～3
公民	公共	2			2(8)					2
	倫理	2								0
	政治・経済	2							2(3)	0～2
数学	数学Ⅰ	3	3(12)							3
	数学Ⅱ	4				3(8)				3
	数学Ⅲ	3							4(2)	0～4
	数学A	2		2(8)						2
	数学B	2				2(8)				2
	数学C	2				1(8)				1
理科	科学と人間生活	2								0
	物理基礎	2	2(8)							2
	物理	4				3(2)△				0～3
	化学基礎	2			2(8)					2
	化学	4							4(2)	0～4
	生物基礎	2	2(8)							2
	生物	4				3(2)△				0～3
	地学基礎	2								0
	地学	4								0
保健体育	体育	7～8	3(8)		3(8)		2(16)			8
	保健	2	1(8)		1(8)					2
芸術	音楽Ⅰ	2	2(7)★							0～2
	音楽Ⅱ	2								0
	音楽Ⅲ	2								0
	美術Ⅰ	2	2(5)★							0～2
	美術Ⅱ	2								0
	美術Ⅲ	2								0
	工芸Ⅰ	2								0
	工芸Ⅱ	2								0
	工芸Ⅲ	2								0
	書道Ⅰ	2	2(4)★							0～2
	書道Ⅱ	2								0
	書道Ⅲ	2								0

各教科・科目	学年 / 類型 / 必履修・選択	標準単位数	1学年 必履修	1学年 学校必履修	2学年 必履修	2学年 学校必履修	3学年 必履修	3学年 学校必履修	3学年 自由選択	※科目ごとの履修単位総数
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3(8)							3
	英語コミュニケーションⅡ	4				4(8)				4
	英語コミュニケーションⅢ	4						4(8)		4
	論理・表現Ⅰ	2		2(16)						2
	論理・表現Ⅱ	2				2(12)				2
	論理・表現Ⅲ	2						2(8)		2
家庭	家庭基礎	2			2(16)					2
	家庭総合	4								0
情報	情報Ⅰ	2	2(8)							2
	情報Ⅱ	2							2(1)	0～2
理数	理数探究基礎	1				1(8)				1
	理数探究	2～5								0
国語	現代文演習	2							2(3)	0～2
	漢文演習	2							2(1)	0～2
	古文演習	2							2(3)	0～2
	古典講読	4							4(3)	0～4
地理歴史	江戸から東京へ	1～2								0
	地理演習	2							2(1)	0～2
	日本史演習	2							2(2)	0～2
	日本史特講	4							4(2)	0～4
	世界史演習	2							2(1)	0～2
	世界史特講	4							4(2)	0～4
数学	数学ⅠA演習	2							2(1)	0～2
	数学ⅡB演習	2							2(1)	0～2
	数学演習α	4							4(1)	0～4
	数学演習β	4							4(1)	0～4
	理系数学C	2							2(1)	0～2
理科	物理演習	2							2(1)	0～2
	物理特講	2							2(1)	0～2
	化学基礎演習	2							2(1)	0～2
	化学演習	2							2(1)	0～2
	生物基礎演習	2							2(1)	0～2
	生物演習	2							2(1)	0～2
	生物特講	2							2(1)	0～2
体育	スポーツ演習	2							2(1)	0～2
芸術	音楽表現	2							2(1)	0～2
英語	英語演習基礎	2							2(6)	0～2
	英語演習発展	2							2(2)	0～2
家庭	保育	2							2(1)	0～2
	食生活	2							2(1)	0～2
情報	情報Ⅰ演習	2							2(1)	0～2
人間と社会	人間と社会	1								0
共通教科・科目単位数計			30		31		18～28			79～89
専門教科・科目単位数計			0		0		0			0
総合的な探究の時間		3～6	1				1			2
ホームルーム活動			1		1		1			3
生徒一人当たりの履修単位数計			32		32		20～30			84～94

習熟度別授業 少人数指導授業	(1)古典探究（２学年３単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (2)数学Ⅰ（１学年３単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (3)体育（３学年２単位）において、少人数指導授業を２クラス４展開で実施 (4)論理・表現Ⅰ（１学年２単位）において少人数制授業１クラス２展開で実施 (5)論理・表現Ⅱ（２学年２単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (6)家庭基礎（２学年２単位）において少人数制授業１クラス２展開で実施
備　考	(1)１学年芸術：★から１科目選択 (2)「人間と社会」は「総合的な探究の時間」（１学年、１単位分）によって実施する。 (3)「総合的な探究の時間」（２学年、１単位分）は「理数探究基礎」（２学年、１単位分）によって実施する。 (4)必履修選択科目△（日本史探究・世界史探究・物理・生物）から１科目選択する。 (5)論理国語は、２学年（２単位）及び３学年（２単位）の４単位をもって科目履修となる。 (6)3学年自選科目は8単位以上18単位以下とする。

教育課程表（令和７年度入学生）

各教科・科目	学年・類型・必履修・選択	標準単位数	１学年 必履修	１学年 学校必履修	２学年 必履修	２学年 学校必履修	３学年 必履修	３学年 学校必履修	３学年 自由選択	※科目ごとの履修単位総数
国語	現代の国語	2	2(8)							2
	言語文化	2	2(8)							2
	論理国語	4				2(8)		2(8)		4
	文学国語	4								0
	国語表現	4								0
	古典探究	4				3(12)				3
地理歴史	地理総合	2	2(8)							2
	地理探究	3							2(1)	0～2
	歴史総合	2	2(8)							2
	日本史探究	3				3(3)△				0～3
	世界史探究	3				3(3)△				0～3
公民	公共	2			2(8)					2
	倫理	2								0
	政治・経済	2							2(3)	0～2
数学	数学Ⅰ	3	3(12)							3
	数学Ⅱ	4				3(8)				3
	数学Ⅲ	3							4(2)	0～4
	数学A	2		2(8)						2
	数学B	2				2(8)				2
	数学C	2				1(8)				1
理科	科学と人間生活	2								0
	物理基礎	2			2(8)					2
	物理	4							4(2)	0～4
	化学基礎	2	2(8)							2
	化学	4				3(2)△				0～3
	生物基礎	2	2(8)							2
	生物	4				3(2)△				0～3
	地学基礎	2								0
	地学	4								0
保健体育	体育	7～8	3(8)		3(8)		2(16)			8
	保健	2	1(8)		1(8)					2
芸術	音楽Ⅰ	2	2(7)★							0～2
	音楽Ⅱ	2								0
	音楽Ⅲ	2								0
	美術Ⅰ	2	2(5)★							0～2
	美術Ⅱ	2								0
	美術Ⅲ	2								0
	工芸Ⅰ	2								0
	工芸Ⅱ	2								0
	工芸Ⅲ	2								0
	書道Ⅰ	2	2(4)★							0～2
	書道Ⅱ	2								0
	書道Ⅲ	2								0

各教科・科目	学年／類型／必履修・選択	標準単位数	1学年 必履修	1学年 学校必履修	2学年 必履修	2学年 学校必履修	3学年 必履修	3学年 学校必履修	3学年 自由選択	※科目ごとの履修単位総数
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3(8)							3
	英語コミュニケーションⅡ	4				4(8)				4
	英語コミュニケーションⅢ	4						4(8)		4
	論理・表現Ⅰ	2		2(16)						2
	論理・表現Ⅱ	2				2(12)				2
	論理・表現Ⅲ	2						2(8)		2
家庭	家庭基礎	2			2(16)					2
	家庭総合	4								0
情報	情報Ⅰ	2	2(8)							2
	情報Ⅱ	2							2(2)	0～2
理数	理数探究基礎	1				1(8)				1
	理数探究	2～5								0
国語	現代文演習	2							2(3)	0～2
	漢文演習	2							2(1)	0～2
	古文演習	2							2(3)	0～2
	古典講読	4							4(3)	0～4
地理歴史	江戸から東京へ	1～2								0
	地理演習	2							2(1)	0～2
	日本史演習	2							2(2)	0～2
	日本史特講	4							4(2)	0～4
	世界史演習	2							2(1)	0～2
	世界史特講	4							4(2)	0～4
数学	数学ⅠA演習	2							2(1)	0～2
	数学ⅡB演習	2							2(1)	0～2
	数学演習α	4							4(1)	0～4
	数学演習β	4							4(1)	0～4
	理系数学C	2							2(1)	0～2
理科	物理演習	2							2(1)	0～2
	化学基礎演習	2							2(1)	0～2
	化学演習	2							2(1)	0～2
	化学特講	2							2(1)	0～2
	生物基礎演習	2							2(1)	0～2
	生物演習	2							2(1)	0～2
	生物特講	2							2(1)	0～2
体育	スポーツ演習	2							2(1)	0～2
芸術	音楽表現	2							2(1)	0～2
英語	英語演習基礎	2							2(6)	0～2
	英語演習発展	2							2(2)	0～2
家庭	保育	2							2(1)	0～2
	食生活	2							2(1)	0～2
情報	情報Ⅰ演習	2							2(1)	0～2
人間と社会	人間と社会	1								0
共通教科・科目単位数計			30		31		18～28			79～89
専門教科・科目単位数計			0		0		0			0
総合的な探究の時間		3～6	1				1			2
ホームルーム活動			1		1		1			3
生徒一人当たりの履修単位数計			32		32		20～30			84～94

習熟度別授業 少人数指導授業	(1)古典探究（２学年３単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (2)数学Ⅰ（１学年３単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (3)体育（３学年２単位）において、少人数指導授業を２クラス４展開で実施 (4)論理・表現Ⅰ（１学年２単位）において少人数制授業１クラス２展開で実施 (5)論理・表現Ⅱ（２学年２単位）において、習熟度別授業を２クラス３展開で実施 (6)家庭基礎（２学年２単位）において少人数制授業１クラス２展開で実施
備　考	(1)１学年芸術：★から１科目選択 (2)「人間と社会」は「総合的な探究の時間」（１学年、１単位分）によって実施する。 (3)「総合的な探究の時間」（２学年、１単位分）は「理数探究基礎」（２学年、１単位分）によって実施する。 (4)必履修選択科目△（日本史探究・世界史探究・化学・生物）から１科目選択する。 (5)論理国語は、２学年（２単位）及び３学年（２単位）の４単位をもって科目履修となる。 (6)3学年自選科目は8単位以上18単位以下とする。

学校生活規則

１．登下校

(1) 通学に際しては、交通ルールやマナーを守り、安全に十分留意すること。

(2) 登校時刻 8 時 20 分、下校時刻 17 時 00 分とする。

17 時 00 分以降、定時制の使用教室を完全に明け渡し、廊下にも立ち入らない。

尚、グラウンド・テニスコート及び豊誠館で活動する部活動に関しては、18 時 00 分完全下校とする。

(3) 自転車通学をする場合は、「自転車通学許可願」を生徒部に提出し、発行された学年色のステッカーを自転車の所定の場所に貼る。道路交通法を遵守する。

(4) オートバイ・車での通学は禁止とする。

(5) 登下校時は指定された制服を着用する。ただし、部活動で土日祝日、長期休業中及び平日の朝練習に参加する場合は、部活動着での登校を認める。

又、平日の部活動後も部活動着での下校を認める。

２．届出および許可願

(1)欠席・欠課・遅刻・早退・忌引き等

ＨＲ担任に事前に口頭で申し出た後、できる限り早い時期に所定の届を提出する。

10 日以上の病気には医師の診断書または証明書を添付する。

なお、忌引き日数は出欠席の統計に加えない。

【忌引き日数】

1 親等（父母）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 日

2 親等（祖父母・兄弟姉妹）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 日

3 親等（伯父・伯母・叔父・叔母・曾祖父母）・・・・・・・・・1 日

※後日、忌引届の提出が必要。遠隔地の場合は、実際に要する往復日数を加算することができる。

(2)登校後、放課時までの外出

無断外出を禁止する。やむを得ず外出する場合は、HR 担任あるいは学年の先生に外出届と認印をもらい、それを携行する。

(3)遅刻

電車等が遅延した場合、遅延証明書をもらい教科担当に提出する。

※遅刻を 5 回以上した生徒は学年指導、10 回以上した生徒は生徒部指導、その指導に従わないものは保護者同伴のもと生徒部と学年で指導するものとする。それでも改善できない場合は、管理職（副校長→校長）からの指導とする。管理職からの指導には、生徒部主任、学年主任、担任が同席する。

(4)ポスター･ビラ等の掲示･配布

生徒部に届け出て、その指示に従う。

内容が以下に該当するものは承認されない。

①基本的人権を損なうもの　②営利活動　③特定の布教・政治活動
④わいせつなもの　⑤責任者名のないもの

(5)集会

校内の公認団体(生徒会、委員会、部活動等)または個人が不特定多数の生徒に呼びかけて集会を行う場合は、担当教諭の承認と指導のもとに、会場責任者の許可を得て行う。

3．服装および履物

(1)本校指定の制服

【正装・通年】

ブレザーにズボンまたはスカート。

無地白色のＹシャツ（女子はリボンができる白のブラウス可）

男子はネクタイ、女子はネクタイまたはリボンを着装。

※ネクタイ、リボンは、第一ボタンが隠れるまで上げる。

校章はブレザーの襟に着用。

ブレザーの下に本校指定のベストやセーター、カーディガンの着用を認める。

※登下校、式典時はブレザーを着用する。セーターやカーディガンでの登下校を禁止する。

【略装・夏季】

正装のネクタイ・リボンを外したもの。

また、ブレザーを着用せず、本校指定のベスト・セーターもしくは市販の紺・黒・グレー・白・ベージュのカーディガンおよびＹシャツだけの服装。

※上記略装に加え、Y シャツの代わりに白又は紺のポロシャツでの登校

を認める。

【制服着用時の注意】

Yシャツやブラウスの第2ボタンを留める。

Yシャツやブラウスの裾はズボン・スカートの中に入れる。

ズボンを下げる、まくる、スカートを短くしない。スカートの下にズボンを履かない。

※制服を加工した場合は、再購入となる。

(2)カーディガン

防寒着としてのカーディガンの着用を認める。色は無地の黒・紺・グレー・白・ベージュとする。

(3) コート

制服に合った端正なものとする。 色は紺･グレー・ベージュ系が望ましい。

ブレザーの上や下にパーカー、体操着、部活動着などを着用することは認めない。

(4)履物

サンダルでの登校を禁止する。

豊誠館では指定の体育館履、グラウンドでは運動靴を使用する。

(5)頭髪等

染色・脱色等の加工、付け毛等はしない。また、ピアス等の装身具、爪の加工・化粧も禁止する。

※服装、頭髪、装飾具等違反した場合は、学年指導→生徒部指導→保護者同席のもと指導となる。それでも改善できない場合は、管理職（副校長→校長）からの指導とする。

(6)異装届

怪我などにより、異装を必要とする場合は、異装届にその理由、期間等を記入しＨＲ担任に申し出る。

4．授業中

(1) 飲食物は机上に出さないこと。

(2) 熱中症予防の観点から飲水することは認める。

(3) 携帯電話等、授業に関係ないものは鞄またはロッカーに片付けること。

５．部活動

(1) 原則、全員加入する。

(2) 部活動届を事前に提出して活動する。原則、前週の水曜日までに生徒部に提出する。

(3) 校内の活動は 17 時 00 分完全下校とする。
尚、グラウンド・テニスコート及び豊誠館で活動する部活動に関しては、18 時 00 分完全下校とする。

(4) 休日の活動及び朝練習のときは、許可された部活動着での登校を認める。

(5) 授業時間帯の活動及び部室の使用は禁止する。

(6) 使用した施設及び指定された共用場所の清掃を行う。

(7) 定期考査前１週間は、部･同好会･委員会活動は原則として行わない。
※ただし大会等の前であれば活動願いを生徒部に提出し、活動を管理職と生徒部で協議し認めるものとする。

6．その他

(1) 昼食は持参するか、校内の売店で購入する。

(2) 貴重品を持って登校しないことが望ましい。やむを得ず持参した時は、保管に十分注意する。

(3) 共用施設（ロッカー上、下駄箱上など）には私物を置かない。

(4) 落とし物をした場合は生徒部に確認する。

(5) アルバイトは原則として認めない。

(6) 正門に入る前にイヤホン・ヘッドホンを外し、ポケットから手を出して挨拶をすること。

(7) エレベーターの使用が必要な時は、HR 担任の許可を得て使用すること。

荒天時の対応に関する規定

７時、９時、11時の時点で、下記の①、②のいずれかに該当する場合、表のように授業を行う。

①東京 23 区全域に、次の警報または特別警報のいずれかが発令されている。
（暴風・大雨・暴風雪・大雪・洪水）
②JR 埼京線・地下鉄有楽町線・地下鉄副都心線・西武池袋線のいずれかが運休している。

<table>
<tr><th></th><th>第１段階
午前７時</th><th>第２段階
午前９時</th><th>第３段階
午前11時</th></tr>
<tr><td>１校時</td><td rowspan="2">自宅学習</td><td rowspan="3">自宅学習</td><td rowspan="5">自宅学習</td></tr>
<tr><td>２校時</td></tr>
<tr><td>３校時</td><td rowspan="5">授業</td></tr>
<tr><td>４校時</td><td rowspan="3">授業</td></tr>
<tr><td>５校時</td></tr>
<tr><td>６校時</td></tr>
<tr><td>７校時</td></tr>
</table>

【注意】

１．気象警報は気象庁の発表をホームページ等で確認すること。
２．交通情報は、テレビ･ラジオ・鉄道会インターネットで確認すること。
３．行事期間や急速な天候の回復が見込まれるなど、状況によりこの規定を適用しない場合は、事前にＨＲ等で連絡する。
４．上記に関わらず、危険のある場合には学校に連絡・自宅待機すること。その場合の出欠については配慮する。

学校図書館利用規定（全日制）

１．開館日

学校の休日を除くすべての日。ただし、学校行事等による閉館日は別に定める。

２．開館時間

午前８：４０～午後４：５０

３．図書館利用に際して

図書館資料は公共物である。適切に取り扱うこと。利用に際して、教職員より指示がある場合はそれに従うこと。

(1) 生徒の図書館内での携帯電話・スマートフォンの通話は、原則として、禁止である。その他、教職員の指示に従い適切に利用すること。

(2) 閲覧室の飲食は、原則、禁止。ただし、体調管理のための水分補給のみは可とする。

(3) 公共図書館等から学校が借り受けている資料については、特に丁寧に扱う。利用に際しては、教職員の指示に従うこと。

４．資料の利用手続き

(1) 館外に図書を持ち出す場合は、手続きを済ませた後に携帯する。

(2) 返却の際、図書を教職員に手渡す。休館時に返却する際は、返却ボックスに入れること。

(3) 貸出期間は２週間、冊数は原則として５冊である。長期休業中は、別途定める。

(4) 貸出を継続したい時は、資料を持参し、教職員に申し出る。ただし、予約されている資料を継続した借りることはできない。

(5) 雑誌はバックナンバーのみ貸し出す。

(6) リクエストを受けた図書は、選書基準に基づき購入する。

４．資料の延滞・紛失

資料を紛失した場合、直ちに図書館に届け出る。なお、弁済については、借りた資料と同等の資料とする。

※その他、最新の情報については、以下のサイトを参照すること。

https://lib-finder.net/toshima-library/

豊島高校図書館 HP

教育相談の利用について

高校生活を送っていく中では、みなさんは心の成長につながるような様々なことと出会います。その中には、困ってしまうことや悩んでしまうことなども当然含まれます。

一人では抱えきれない悩みに遭遇した時、「誰かに相談する」という行動が、解決の糸口になることがあります。みなさんの身近な存在である、担任の先生、教科の先生、保健室の先生に相談することで、良い方向に進んでいけることもあると思います。

また、本校には心の専門家であるスクールカウンセラーが週２回来校します。先生とは少し違った立場の人に相談することで、新たな視点に気づくこともあるでしょう。スクールカウンセラーは、みなさんの高校生活をそっと支えるような存在です。気軽に相談してください。

【スクールカウンセラーに相談する方法】

１．担任の先生、保健室の先生を通して相談の申し込みをする、あるいは直接カウンセリング室で申し込む。
予約制だが、空いていれば当日も可。

２．生徒の相談時間は基本的に昼休みと放課後。

３．相談場所は、１階カウンセリング室。

※保護者のご相談も受け付けております。予約を希望される場合には、お電話等で担任・養護教諭にお申し込みください。

☎03-3958-0121

学校外の相談機関

東京都教育相談センター	℡0120-53-8288	
東京都いじめ相談ホットライン	年中無休	24時間受付
東京都夜間こころの電話相談	℡03-5155-5028	
	年中無休	17:00～21:30
いのちの電話	℡03-3264-4343	
	年中無休	24時間受付
警視庁ヤングテレホンコーナー	℡03-3580-4970	
	年中無休	24時間受付
東京都児童相談センター	℡03-3366-4152	
	平日	９：00～21:00
	土日祝	９：00～17:00
法テラスサポートダイヤル	℡0570-078374	
	メール相談あり	
東京子供ネット電話相談	℡0120-874-374	
	平日	９：00～20:30
	土日祝	９：00～17:00
親子のための相談LINE	平日	９：00～22:30
	土日祝	９：00～17:00

学校感染症による欠席届

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には、出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。ただし、出席停止により休んだ期間は欠席扱いになりません。

学校感染症の可能性があって欠席する場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断結果についても速やかに連絡をしてください。

医師の指示により、他へ感染させるおそれがなくなり、登校する際には「学校感染症による欠席届」を担任に提出してください。

※病状により、医師の証明書を提出してもらう場　合があります。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※感染性胃腸炎・ノロウイルス(等)感染症以外の疾患名(急性胃腸炎等)では、出席停止にはなりません。

※新型コロナウイルス感染症　令和５年５月８日時点

「発症した後５日を経過し、かつ症状軽快した後１日を経過するまで」

※上記表は基準となる出席停止期間であるが医師より別途指示が出た場合この限りではない。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

１．給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)の医療費、これらの負傷または疾病が治った後に障害が残っておきの障害見舞金および負傷または疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合を言います。

(1)　授業中(特別活動中を含む.)

(2)　学校の教育計画に基づく課外指導中

(3)　休憩時間中および学校の定めた特定時間中

(4)　通常の経路および方法による通学中(登下校中)

(5)　寄宿舎にあるとき

２．給付金額

(災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第３条によります。)

(1)　医療費

○医療保険並みの療養に要する費用の 4/10(そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)が支給されます。

○初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上の場合が給付の対象となります。

○医療保険でいう被扶養者(家族)で、たとえば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の３割分となります。

○高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給付されます。

※「高額療養状況の届」は厳封で提出してください。

(2)障害見舞金

障害の程度に応じて、4,000 万円(１級)から 88 万円(14 級)が給付されます。(通学中の場合は、2,000 万円から 44 万円)。

ただし、災害を被る前に既に障害がある場合には減額されることがあります。

(3)死亡見舞金 3,000 万円が給付されます。(運動　等と関連しない突然死および通学中の場合は、1,500 万円)。

３．給付基準

(1)同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

(2)災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から２年間おこなわないときは時効により消滅します。

(3)損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。

(4)本災害共済給付の対象となる学校管理下の障害･疾病の医療費については、東京都の区市町村を窓口として行っている医療費助成のうち、①義務教育就学児、②乳幼児、③ひとり親家庭、④障害者の各医療費の助成対象ではありません。本災害共済給付を優先適用し、窓口負担をしていただいた後に給付します。

したがって、医療機関に医療証、受給者証を提示して窓口負担の免除･軽減を受けないようにお願いします。

ただし、本災害共済給付で対象とならない同一の災害の負傷または疾病について初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円未満の場合には、前記の各医療費助成の対象となります。

(5)高等学校の生徒が、故意または自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、当該医療費、障害または死亡に係わる災害共済給付の一部もしくは全部を行わない場合があります。

※手続きは、保健室へ連絡してください。

経営企画室から

（各種証明書発行および住所・通学経路等の変更届出）

１．経営企画室について

経営企画室では、各種証明書の発行や生徒情報の登録・変更を取り扱います。在学中の事務手続や不明な点は、窓口または電話で問い合わせてください。

【窓口受付時間】

月曜～金曜　９:00～16:50

※土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29-1/3)、学校閉庁日、入学者選抜に伴う検査日等は窓口を閉鎖します。

２．経営企画室で取り扱う事務一覧(右ページ)

各種申請書の用紙は経営企画室窓口にあるほか、学校ホームページからもダウンロードできます。

３．書類発行の注意

(1)在学中の証明書発行手数料は無料です。

(2)通学経路は、自宅と学校間の最短経路しか認められません。

(3)特定期間（梅雨等）のみの経路変更や通塾等の理由での経路変更は受理できません。

【証明書等発行】

申請内容	提出物	発行に要する日数	備考
在学証明書	証明書発行申請書	即日発行	
卒業見込証明書	証明書発行申請書	即日発行	
卒業証明書	証明書発行申請書	即日発行	卒業式の日に一人１枚ずつ配布（申請不要）。繰上げ合格決定により追加発行が必要になった場合や、英文の証明書が必要な場合には申請のこと。
成績証明書 単位修得証明書 調査書 推薦書等 英検合格証の原本証明等	証明書発行申請書	１週間程度（英文の場合はさらに日数を要します）	担任教員に申請のこと。
学割証	学校学生生徒旅客運賃割引証発行申請書	翌日発行	保護者と担任の押印が必要
生徒証 （再発行）	・生徒証再発行願 ・生徒証（窓口で用紙を受け取って記入し、顔写真（4×3㎝）を貼る）	翌日交付	

【各種変更届】　※変更後速やかに届け出てください。

届出内容	提出物	備考
住所変更	・各種変更届 ・生徒証 ・住民票	
通学経路変更	・各種変更届 ・生徒証	新たに自転車通学を希望する場合は生徒部に申請のこと。
氏名変更	・各種変更届 ・戸籍謄本 ・生徒証	
保護者変更	・各種変更届 ・戸籍謄本	保護者の死亡・離婚等によるもの

生徒会規約

第１章　総　則

第１条　本会は東京都立豊島高等学校生徒会と称する。

第２条　本会は本校生徒全員を会員とし、本校教職員を顧問とする。

第３条　本会は会員の総意に基づき、自主創造の精神を持って学校生活の充実と発展を図り、またその体験を通じてよき社会人としての素質を養うことを目的とする。

第２章　会　員

第４条　会員は本会の目的に基づき規約に従って行動し、総会および中央委員会の決議事項を履行する義務がある。

第５条　会員は総会以外の会議に傍聴者として出席し、議長の承認を得て発言することができる。ただし、特別の場合にはその会議の議決により議長は傍聴を拒否することができる。

第６条　権利行使について行使者は責任を負う義務がある。

第７条　会員は総会で決定された会費を負担する。ただし、特別の事情がある者は別に考慮される。

第３章　総　会

第８条　総会は本会の最高議決機関である。

第９条　総会は予算案、決算の承認規約の改正その他、本会の活動に関する重要な事項を審議決定する。

第10条　定例総会は毎年度５月に会長の招集によって開催される。

第11条　会長は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

１．全会員の２分の１以上の要求があった場合。

総会開催を要求するための署名は、その開始を役員会に届け、30日(長期休業中を含まない)以内に集め、開催を会長に要求する。

会長は要求された日から60日(長期休業中を含まない)以内に総会を開催しなければならない。

２．学校長の要求があった場合。

第12条　総会の招集は原則として３日以前に公示し、全会員の３分の２以上の出席をもって成立する。

第13条　総会の議決は出席人数の過半数による。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

第４章　中央委員会

第 14 条　中央委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第 15 条　中央委員会は本会の活動の促進を図り、次の事項を審議決定する。

１．総会に提出する原案。

２．ホームルーム、委員会、役員会から提出された事項。

３．学校長から提案された事項。

４．その他会長が必要と認めた事項。

第 16 条　中央委員会は顧問と役員、ホームルーム長(あるいは副ホームルーム長)、執行系委員会の委員長および部長会の責任者によって構成される。

第 17 条　中央委員会は役員会または議長が必要と認めた場合に開催される。

第 18 条　次の場合、議長は臨時中央委員会を招集しなければならない。

１．委員(11 月以降は、１・２年の会員)定数の２分の１以上の要求があった場合。

２．学校長から要求があった場合。

３．会長の要求があった場合。

第 19 条　中央委員会は委員(11 月以降は、１・２年の会員)定数の３分の２以上の出席をもって成立する。

第 20 条　中央委員会の議決は出席人員の過半数に　よる。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 21 条　議事録は生徒会書記によって記録され保管される。

第５章　執　行　部

第 22 条　執行部は本会の執行機関である。執行部会は、役員・執行系委員会の委員長および部長会責任者により構成される。会長は必要に応じてこれを招集することができる。

第 23 条　執行系委員会とその機能は次のように定める。

１．庶務委員会

学校広報活動

２．ＩＣＴ・視聴覚委員会

ＩＣＴ機器、放送、視聴覚教育に関する活動

３．清整委員会

校舎内外の美化、清整ならびに清整備品の管理

４．文化祭クラス委員会

文化祭のクラス運営

５．文化祭実行委員会
　　文化祭の企画･運営
６．体育委員会
　　体育祭および会員の体育に関する活動
７．図書委員会
　　図書に関する活動
８．フラワー委員会
　　校内の緑化活動
９．保健委員会
　　保健衛生に関する活動

第 24 条
①　執行系委員会の委員の人数を次のように定める。

１．庶務委員会		４名
２．ＩＣＴ・視聴覚委員会		１名
３．清整委員会		２名
４．文化祭クラス委員会		４名
５．文化祭実行委員会		４名
６．体育委員会	男女	４名
７．図書委員会		２名
８．フラワー委員会		２名
９．保健委員会	男女	２名

②　執行系委員会は各ホームルームより選出された委員により構成され、任期は１年とする。欠員の補充は直ちに行い、補欠委員の任期は残存期間とする。委員長１名、副委員長２名、書記１名は互選により決定される。

第 25 条　各委員会は顧問および委員長が必要と認めた場合に開催される。

第 6 章　部･同好会

第 26 条　会員の自発的な研究活動機関として部・同好会を設ける。

第 27 条　部･同好会は会員が友愛協調の精神のもとに自己の能力と興味を発見し、それを発揮することを目的とする。

第 28 条　会員は原則としていずれかの部・同好会に属すること。

第 29 条　各部･同好会には部員の互選による部長、副部長、会計を置く。

第 30 条　部長は年度当初にその年度の計画、年度末にその活動状況を所属する部長会に報告しなければならない。

第 31 条　部・同好会の新設と廃止は中央委員会の承認を必要とし、原則として毎年 11 月末までに行う。その他、部･同好会の改廃に関する規定は別に定める。

第 32 条　部の活動には生徒会費を充てる。部員より徴収する場合には部員・顧問の承認および許可を必要とする。

第 7 章　役員･議長団および選挙

第 33 条　本会に次の役員を置く。会長１名、副会長２名、書記２名、会計２名

第 34 条　会長は本会を代表し、総会・中央委員会の議決事項、その他の執行に関する事項を学校長に報告し、承認を求めなければならない。

第 35 条　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 36 条　書記は総会・中央委員会・役員会・執行部会の議事を記録保存し、また本会に関する一切の書類を扱う。

第 37 条　会計は本会の収入・支出、その他会計に関する一切のことを扱う。

第 38 条　役員は会員中より定数以上の立候補者の中から会員の投票により選出される。

第 39 条　役員の任期は１カ年とし、原則として６月に選出され７月１日より就任する。ただし、旧役員(３年)は文化祭終了まで文化祭実行委員として協力する。

第 39 条　議長団は３名で構成し、議長団は正副ホームルーム長・執行系委員長・部長会から各１名ずつ選出される。

第 40 条　総会および中央委員会の議長(１名)副議長(２名)を努める。

第 41 条　議長団は４月に選出され、任期は１カ年とする。

第 42 条　役員に欠員を生じた場合は補欠選挙を、議長団に欠員を生じた場合は再選出をそれぞれ３週間(長期休業中を含まない)以内に行う。その場合の任期は残存期間とする。

第 43 条　次の場合には総会で役員・議長団の信任投票を行う。

１．全会員の５分の１以上の罷免要求が選挙管理員会に提出された場合。

２．中央員会の３分の２以上の罷免要求が選挙管理員会に提出された場合。

第 44 条　役員・議長団選挙のために選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会は４月に各クラスより１名ずつ選出される。その任期は１カ年とし、欠員の補充は直ちに行い、補欠委員の任期は残存期間とする。選挙管理委員会は、その職についたまま立候補することはできない。

第 45 条　役員・議長団選挙に関するその他の細則は別に定める。

第８章　会　計

第 46 条　本会の運営費には会費および寄付金などを充てる。

第 47 条　本会の会費は年額 6,000 円とする。

第 48 条　本会の会計年度は４月１日より翌年３月末日までとする。

第 49 条　予算は委員会および各部の要求に基づき、顧問が原案を作成、中央委員会での審議決定を経て総会で最終決定する。

第 50 条　決算は会計監査委員会の監査を受けた後、定例総会で承認を受ける。

第９章　会計監査委員会

第 51 条　本会は総会に直属する会計監査委員会を置く。

第 52 条　会計監査委員会は本会の会計一切を監査し、定例総会でその結果を報告する。

第 53 条　会計監査委員は、役員・議長団・正副ホームルーム長・執行系委員・選挙管理委員を除き、各クラスより１名を４月に選出する。部の部長・副部長・会計が委員長・副委員長・書記・会計に　選出された場合はその役を辞任する。任期は１カ年とし、欠員の補充は第 42 条に準ずる。

付　則

第 54 条　本会の議決事項は学校長の承認を経て実施される。

第 55 条　中央委員会、執行系委員会、部長会、部・同好会および会計監査委員会、選挙管理委員会には１名以上の顧問教諭を置く。

第 56 条　この規約の改正は総会で行う。

第 57 条　本規約は令和７年５月１４日より施行する

第 58 条　本規約施行以前の校友会に属する一切の金銭物品は本会に移管される。

生徒会組織図

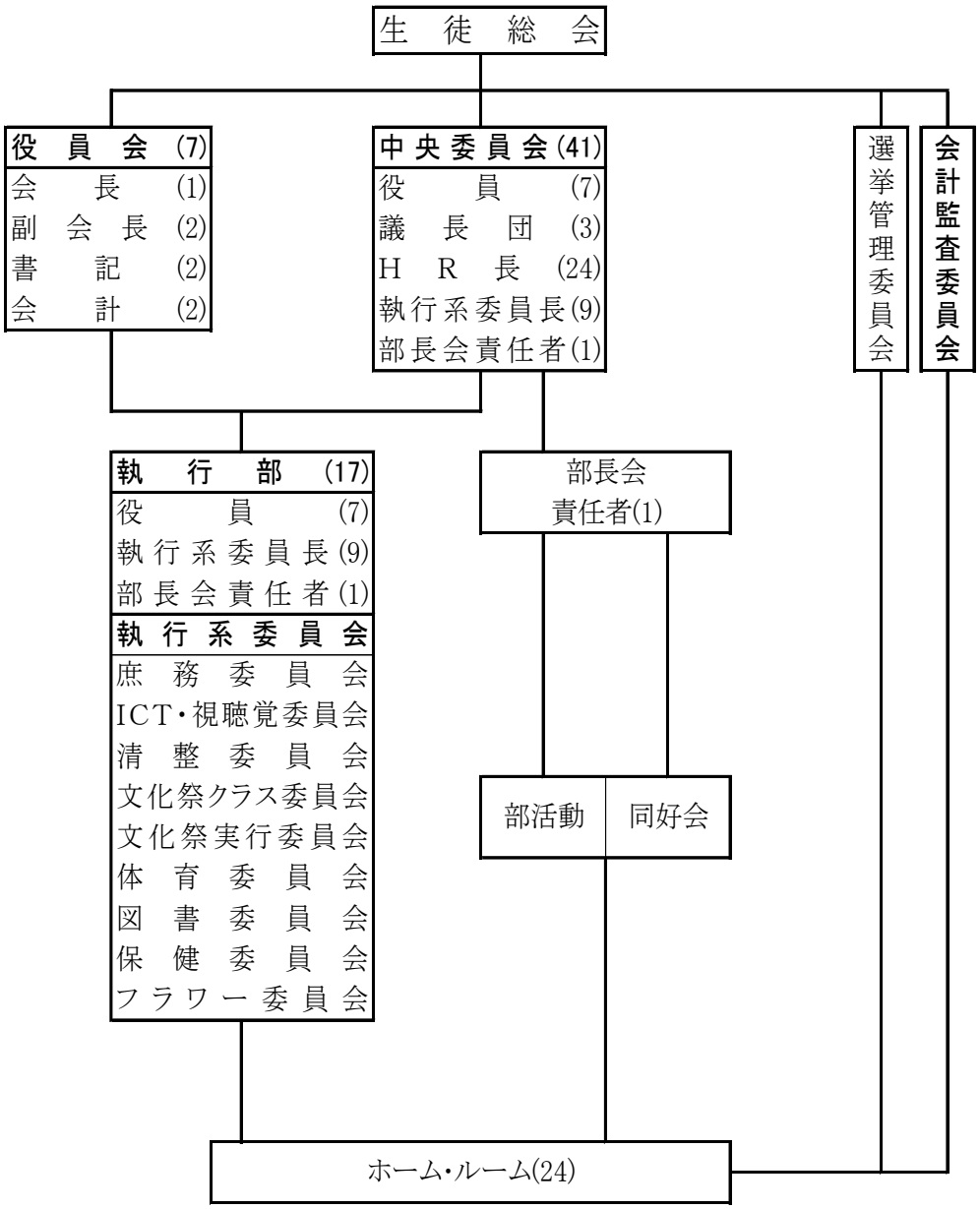
生徒総会
役員会 (7)
会長 (1)
副会長 (2)
書記 (2)
会計 (2)
中央委員会(41)
役員 (7)
議長団 (3)
HR長 (24)
執行系委員長(9)
部長会責任者(1)
選挙管理委員会
会計監査委員会
執行部 (17)
役員 (7)
執行系委員長(9)
部長会責任者(1)
執行系委員会
庶務委員会
ICT・視聴覚委員会
清整委員会
文化祭クラス委員会
文化祭実行委員会
体育委員会
図書委員会
保健委員会
フラワー委員会
部長会
責任者(1)
部活動
同好会
ホーム・ルーム(24)

役員・議長団選挙細則

第１条　役員・議長団選挙の期日は選挙管理員会が決定し、投票日の２週間以前に公示する。

第２条　役員選挙は会長選挙・副会長選挙・書記選挙・会計選挙に分ける。

第３条　立候補者は公示の１週間前までにその立候補しようとする役員名・学年学級・氏名・推薦者名を選挙管理委員会に届け出る。

第４条　各役員の立候補者が定数に満たない場合は、原則として立候補者が出るまで選挙活動を除く生徒会活動を一時停止する。停止期日などは選挙管理委員会が発議し、中央委員会で決定し、生徒会長が宣言する。

なお、再開宣言については立候補者が定数に満ちた時点で会長によって行われる。

第５条　選挙管理委員会は、立候補者の立会演説会を開かなければならない。その日時場所は、選挙管理委員会が決定する。

第６条　選挙活動は、選挙管理委員会の承認を得て行う。

第７条　投票は無記名により、会長選挙は単記、副会長・書記･会計選挙は２名連記とする。

第８条　信任･不信任・白票の和を有効投票数とし、法定得票数は有効投票数を定員数で除したものに３分の１を乗じた票数とする。

第９条　法定得票数に達したもののうち、最高得票者より数えて定員までを当選とする。

第10条　得票数が同じため、当落を決定できない場合は、その候補者について決戦投票を行う。

第11条　立候補者が定数の場合は信任投票を行う。その場合は各立候補者の有効投票数の２分の１以上が信任票のとき、信任とする。

第12条　役員・議長団選挙に関するその他の細則は、選挙管理委員会が定める。

選挙管理に関する細則

第１条　選挙運動は、投票日の前日までとし、毎日午後４時まで認める。
第２条　ビラ・チラシ類の配布は認めない。
第３条　貼り紙は候補者１名につき５枚以内とし、その場所は選挙管理委員会が指定する。
第４条　立候補者の辞退は、立候補受付締切までに申し出なければならない。
第５条　選挙運動は、投票日には一切してはならない。貼り紙はすべて前日の午後５時までに立候補者が回収し、選挙管理委員会に届ける。
第６条　役員・議長団選挙細則第６条および選挙管理に関する細則に違反した場合、その立候補者は失格とする。

部・同好会の承認・改廃に関する規定

１．同好会の新設は、次の要件を満たし、手続きを経て承認される。
（1）　校内で継続的に活動する。
（2）　５名以上の会員、１名以上の顧問がいる。
（3）　場所や時間等で既存の部･同好会の活動を妨げない。
（4）　所定の用紙に必要事項を記入して、役員会に届け出て、中央委員会および職員会議の承認を得る。
（5）　その他、社会情勢をみながら設立の承認を判断する。
２．部への昇格は、次の要件を満たし、手続きを経たときに承認される。
（1）　１年以上同好会として活動した。
（2）　20 名以上の会員
（3）　10 月末までに所定の用紙に必要事項を記入して、役員会に届け出て、中央委員会および職員会議の承認を得る。
３．既存の部は、役員会が行う実態調査で、部員数が３年生を除いて５名以下のときは、同好会に格下げされる。
４．既存の同好会は、役員会が実施する実態調査で、会員数が３年生を除いて２名未満のときは、同好会としての資格を失う。

豊島高等学校生徒総会議事規則

第１章　総　則

１．この議事規則は生徒会規約第 12 条にのっとり、総会が成立した後に発効する。

２．本会は議長の開会宣言によって始められ、以後閉会に至るまで、議長団によって運営される。

３．この議事規則は定例・臨時を問わず、総会すべてに摘要されるものである。

第２章　会　員

４．会員は会を構成する一員として生徒総会に出席する義務を有し、発言権・議決権を有する。

第３章　議　長

５．議長は常に威厳を保ち、公平無私を旨とする。

６．議長は動議の提出権および討論権を持たない。

７．議長は議決権を持たないが、可否同数の場合は生徒会規約第 13 条にのっとり、決裁権を行使できる。

８．議長は開会・閉会を宣言する義務を持つ。

９．議長は会議中のすべての評決結果を公表する義務を持つ。

10．議長は会議の秩序を保ち、議事整理を行う義務を持つ。

11．議長の私的発言は許されない。

12．議長団は、会議中交替で議長と副議長を務めることができる。

第４章　提　案　者

①議　案

13．次の場合に議案として総会に提出される。

（1）　全会員の２分の１以上の要求によるもの。

（2）　中央委員会より提出されたもの。

（3）　学校長の要求によるもの

（4）　議案提出を総会で付託されたもの。

14．議案の提案者は必ず会に出席し、議長の指示に従い、常に議長と連絡のとれる所にいることを義務とする。

15．議案の提案者は、その提案に対する質問には、簡潔に答えなければならない。

②動　議

16．動議は、総会で会員によって提出される。

17．動議の提案者は、議長の指示に従い、提案理由および提案内容を約３分の持ち時間内に簡潔に説明しなければならない。

18．動議は出席者の１０分の１以上の挙手をもって成立し議題となる。

19．動議が成立し議題になった時、提案者は、自分の出した提案に対する質問には、簡潔に答えなければならない。

第５章　発　言　者

20．発言者は議長の許可を得て、学年・組・氏名を述べて、簡潔に説明する。

21．発言は自由であり、その内容に制約を受けることはないが、他人の人格や権利を侵害するような発言および議題からそれた発言は議長により制約を受けることがある。

22．発言者は時間の制約を受けることもある。

23．発言者は発言の際、議長の指示判断が正当に規則に基づいている限り、議長の指示に従わなければならない。

24．発言は議長の指定した時間内に限るが、会議・議事の進行に関する発言はいかなる時にも許される。

第６章　会議・議事の進行に関する動議

		討論	修正	表決	備考
1	議長リコール （他の議長団２名が議長を行う）	不可	不可	過半数	この動議は議長(議長団)の運営についての質問をしたのちに提出する。
2	議長団リコール （会長がこれを代行）	不可	不可	過半数	
3	閉会動議	不可	不可	過半数	会議を閉じようという提案
4	休憩動議	不可	可	過半数	休憩しようという提案。この動議は休憩時間と再開時間が明示されなければならない。
5	議事進行動議	可	不可	過半数	議事進行に関する異議および議長への質問等
6	あとまわし動議	不可	不可	過半数	審議中の議事をあと回しにしようという提案

7	討議打ち切り (問題先決)動議	不可	不可	2/3以上	直ちに表決しようという提案
8	期限つき延期動議	可	可	過半数	ある時期まで審議を延期しようという提案。この動議は次回審議の時と場所が明示されなければならない。
9	付託動議	可	可	過半数	各種の委員会に審議してもらおうという提案。
10	修正動議	可	可	過半数	議案・主要動議の一部を改めようという提案。この動議は原動議と同じ条件に関するものでなければならない。また、この動議は討議打ち切り(問題先決)動議が可決された後は提出できない。
11	主要動議	可	可	過半数	予算議案の審議終了後、問題の提起および解決案を総会で主要動議として提案する。

第７章　そ　の　他

25. 議事録は生徒会書記によって記録され保管される。

26. 議事進行中の入退場は原則として、議長またはその代理人の許可を得なければならない。

生徒会室および部室管理使用規定

生徒会室および部室(以下単に部室と称する)は、他の学校施設と同様に学校長が管理責任を持つ公共物であり、今後永年にわたり豊島高校の後輩が受け継ぎ使用するものである。このため、管理使用規定を定め、これを守って有効かつ大切に使用するものとする。

第１条　利用目的

１．生徒会室は、役員会・各種委員会の活動場所、器具および資料の保管場所として使用する。

２．部室は各部の用具置き場として使用する。

第２条　使用上の注意

１．割り当てられた各室の使用上の責任は、生徒会室の責任者・部長がこれを負う。

２．各部室の鍵は、各顧問が責任をもって保管する。

３．錠前・鍵の保全に注意し、破損・紛失などの場合には生徒部および顧問に速やかに連絡する。

４．部室は常に清潔に保ち、整頓されていなければならない。

５．部室のうち、共用部分(便所・廊下・前庭等)の清整は、使用した部で行う。

６．各室の使用後の整理(戸締まり・消灯・清掃)に注意する。使用中以外は必ず鍵をかけておく。

第３条　禁止事項

１．生徒部あるいは顧問の許可なしに、部外者や学校関係者以外の者が立ち入ること。

２．壁・ドアなどに直接文字を書いたり傷つけたり、ポスター類を貼ること。

３．恒久的な設備(間仕切り・棚など)をすること。

４．活動時間以外の時間に使用すること。

５．机・椅子などの備品を、許可なく持ち込むこと。

６．使用中に内部から鍵をかけること。

第４条　使用の停止・明け渡しの義務

１．管理使用規定の条項に違反した場合、その個人あるいは部に対して、使用禁止その他の指示をする。

２．休部・廃部の場合は、速やかに部室をあけ、該当部室の使用について審議決定する。

附　記

この規定は昭和52年度生徒会中央委員会・職員会議の承認を得たもので、昭和52年11月1日より実施する。

この規定は令和7年度生徒会中央委員会・職員会議の承認を得たもので、令和7年5月14日より実施する。

2025年度　部・同好会

体育系部	文化系部	同好会
男子バスケットボール	演劇	社会科
女子バスケットボール	科学	
バドミントン	茶道	
男子バレーボール	吹奏楽	
女子バレーボール	美術	
サッカー	料理研究	
陸上競技	パソコン	
軟式野球	漫画・イラスト	
男子硬式テニス	写真	
女子硬式テニス	進路探究	
柔道		
ダンス		
卓球		